

競争入札心得

大阪湾広域臨海環境整備センター

(趣 旨)

第1条 この心得は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、センターの指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、図面、設計書、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書条項及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、センターが交付した入札書（様式1）に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、センターの指示に従って、所定の入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、所定の委任状（様式2）を持参させ、センターの指示に従って、入札執行前に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札への参加に当たり、センターの指示に従って、出席の確認を受けるものとする。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 5 入札書に記載する金額については、アラビア数字を用い、入札説明書に基づき、記載すべき金額に間違いがないよう記載しなければならない。
- 6 入札書は、原則として封筒に入れて入札箱に投入するものとする。
- 7 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとし、2名での入室を希望するときは、入札執行時までセンターに申し出て了解を得なければならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 入札前にあっては、入札辞退届（任意様式）をセンターに提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に明記し、入札箱への投入によって提出するものとする。
- 3 入札執行において、センターが入札書提出の指示をした後、相当の時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

（入札書の書換等の禁止）

第6条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第7条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定によりセンターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行うものとする。

ただし、立ち会う入札者がいない場合は入札事務に関係のないセンター職員を立ち合わせて開札するものとする。

（入札の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札を行う時点において、法人である入札者の代表者として代表権を有するかどうか不明の者が当該法人の代表者として行った入札
- (3) 代理権を証する証明のない者が代理人として行った入札
- (4) 入札者及びその代理人のした2通以上の入札
- (5) 同一人が2者以上の入札者又は入札者の代理人として行った入札
- (6) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をしたと認められる者のした入札
- (7) 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字について誤脱若しくは不明がある入札書又は金額を訂正した入札書により行った入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わないなど入札場の秩序を乱した者のした入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失格）

第10条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札で契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた価格で入札した者の入札
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札でその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる価格で入札した者の入札

- (3) 最低制限価格を下回る価格で入札した者の入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者の入札
(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる入札にあっては、当該各号に定める者を落札者とする。

(1) 最低制限価格制度を採用した入札

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)をもって入札をした者

(2) 低入札価格調査制度を採用した入札

① 予定価格の制限の範囲内で最低の契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)が低入札価格調査基準価格以上の場合は、その契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)をもって入札した者

② 予定価格の制限の範囲内で最低の契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、その契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)をもって入札した者で、センターが行う低入札価格調査の結果、第10条第1号及び第2号のいずれにも該当しないと認められた者

③ 予定価格の制限の範囲内で最低の契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)が低入札価格調査基準価格を下回る場合であって、第10条に規定する失格事由に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とする。ただし、低入札調査の結果、有効であると認められた者に限る。

(同価入札者のある場合)

第12条 落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のないセンター職員にくじを引かせるものとする。

(再度の入札)

第13条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができないものとする。

(1) 第9条第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号の規定により無効とされた入札をした者

(2) 第9条第10号の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

(3) 第10条の規定により失格とされた入札をした者

3 予定価格を事前に公表して行う入札においては、入札回数は1回限りとし、再度の入札は行わないものとする。

(保留)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

(1) 談合情報等があること又は入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき

(2) 低入札価格調査制度による入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があったとき

(契約の締結)

第15条 落札者は、センターの指示に従い、契約書を作成の上、落札日から7日以内にセンターと契約を締結するものとする。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないため、当該期間内にセンターと契約を締結することができないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札者がセンターと契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴する。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 入札に際しては、すべてセンターの指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

入 札 書

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
工事 (業務) 名	・											
工事 (業務) 場所	・											
<p>上記のとおり、契約書、設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾のうえ、入札いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入 札 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">契約担当者 大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 様 上記代理人 印</p>												

(注) 入札書に記載された金額は、契約希望金額の100/110に相当する金額である。
 金額を訂正しないこと。
 金額記載の文字は、アラビア字体とすること。
 金額の頭に¥記号をつけること。

委 任 状

私儀、
印 を以て代理人と定め、

下記に対する入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

名 称

令和 年 月 日

契 約 担 当 者

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長 様

委 任 者

(住所)

(氏名)

印